

直方市建設業者入札参加資格審査格付基準

(目的)

第1条 この基準は、直方市が発注する建設工事の入札に参加する者の格付けをするための基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に関する事業をいう。
- (2) 市内業者 建設業を営む者の住所（法人の場合は、本店の登記所在地）及び建設業としての許可所在地（以下「許可所在地」という。）が市内にあり、かつ建設業を営むための事業所等を有し、営業の実態を有している者で、市税を納付している者をいう。
- (3) 準市内業者 建設業を営む者の支店及び営業所を市内に有し、本店からその営業所に入札・契約等の委任行為を行っている者をいう。
- (4) 市外業者 前2号以外の者をいう。
- (5) 申請者 直方市建設工事入札参加資格審査申請者をいう。

(格付け)

第3条 入札参加者の格付けについては、経営に関する客観的事項及び主観的事項の総合点数（以下「総合点数」という。）に基づく順位により格付けをするものとする。

- (1) 格付けは、市内業者及び準市内業者のうち土木工事、建築工事、電気工事、管工事、解体工事の5業種のみを等級格付けするものとする。
- (2) 5業種以外及び市外業者は、等級の格付けを行わないものとする。

- (3) 新規申請者は、2年間最下位の等級に格付けするものとする。
- (4) 申請者の等級の格付けは、前年度格付けの直近上位又は直近下位にのみ変更格付け出来るものとする。
- (5) 申請者の等級の格付けについて、総合点数が同点の場合の取扱いについては、客観点数の高いものを上位とする。さらに客観点数も同点の場合は、前年度の総合点数の高いものを上位とする。
- (6) 2年間連続して等級格付けが下降する業者については、1年間前年度の等級格付けとする。

(総合点数算定方法)

第4条 総合点数は、客観点数と主観点数を合計して得た点数とする。

- 2 客観点数は、法第27条の23第3項の規定により経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）により算定した点数とする。
- 3 主観点数は、前年度に完成した工事の工事成績評定に基づき希望業種ごとの評点数（完成工事が2以上あるときは、その平均値、小数点以下は切捨てる。）を算出し、65点を基準とし評点数との差とする。ただし、未受注の業者については、0点とする。
- 4 主観点数は、前項に加えて、以下にあげる項目に応じ、表記の点数を加算するものとする。
 - (1) 協力雇用主として保護観察対象者又は更生緊急保護対象者等を雇用していること。（3点）
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に定める法定雇用障害者数を達成していること（常時雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に定める数未満の事業所にあつては、1人以上雇用していること）。（3点）
 - (3) 福岡県の子育て応援宣言の登録をしていること。（3点）

(格付け基準日)

第5条 入札参加者の格付け基準日は、毎年10月1日とする。

(等級及び等級区分に対応する総合点数に基づく順位)
第6条 業種ごとによる等級及び等級区分に対応する総合点数に基づく格付けの順位は、次表のとおりとする。

業 種 等 級		土 木	建 築	電 気	管	解 体
A	A1	1位～15位	1位～12位	1位～8位	1位～12位	1位～15位
	A2	16位～30位				
B	B1	31位～45位	13位～27位	9位以下	13位以下	16位以下
	B2	46位～60位				
C	C1	61位～80位	28位以下			
	C2	81位以下				

(資格者名簿の作成)
第7条 業者の資格審査格付け事務が終了したときは、速やかに直方市競争入札等参加者選考委員会に諮り、入札参加資格者名簿を作成するものとする。

附 則
この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年10月1日から施行する。

附 則
1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。
2 改正後の直方市建設業者入札参加資格審査格付け基準（以下「新基準」という。）における第4条については、建設業者への周知期間が必要であるため、平成24年10月1日から適用するものとする。ただし、この新基準で定めるもののほかは、なお従前の例による。

附 則
この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の表の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。